

島根県国土強靭化計画

平成28年3月

島 根 県

目 次

1. 基本的考え方 -----	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の見直し.....	2
(4) 計画の推進.....	2
(5) 基本目標と事前に備えるべき目標.....	3
(6) 国土強靭化に取り組むにあたっての基本的な方針.....	3
2. 脆弱性評価と推進方針の検討 -----	5
(1) 実施手順.....	5
(2) 枠組み.....	5
3. 施策分野ごとの推進方針 -----	8
(1) 行政機能.....	8
(2) 住宅・都市・土地利用.....	12
(3) 保健医療・福祉、教育.....	16
(4) エネルギー・ライフライン.....	18
(5) 情報通信.....	21
(6) 交通・物流.....	23
(7) 経済産業.....	26
(8) 国土保全.....	28
(9) 環境.....	30
(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）	31
(11) 横断的分野（老朽化対策）	33
(別紙1) 施策分野ごとの脆弱性評価.....	34
(別紙2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価.....	61

1. 基本的考え方

(1) 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」(以下「国 の基本計画」という。)が閣議決定された。

国土強靭化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起こるとも最悪な事 態に陥ることが避けられるような強靭な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上 げていこうとするものである。

また、国土強靭化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定さ れる「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、 脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものである。

島根県においては、大規模自然災害等への備えとして、島根県地域防災計画における 予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靭化に 資する様々な施策を行ってきたところであり、このたび、国の動きに併せ、島根県の強 靭化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、本計画を策定するものである。

《本県における国土強靭化に関する近年の主な取組み》

① 防災関係計画

- ・島根県地震・津波防災戦略の策定（H25）
- ・島根県大規模地震・津波災害業務継続計画の策定（H27）

② 耐震化、老朽化対策

- ・公共施設等総合管理基本方針を策定（H27）
- ・個別施設の長寿命化計画については、総務部、農林水産部及び土木部にて作成 済み、企業局は策定中。
- ・島根県建築物耐震改修推進計画を策定。県庁、合庁、県立学校、警察署などの 県有の防災拠点施設の耐震化が完了（H27）

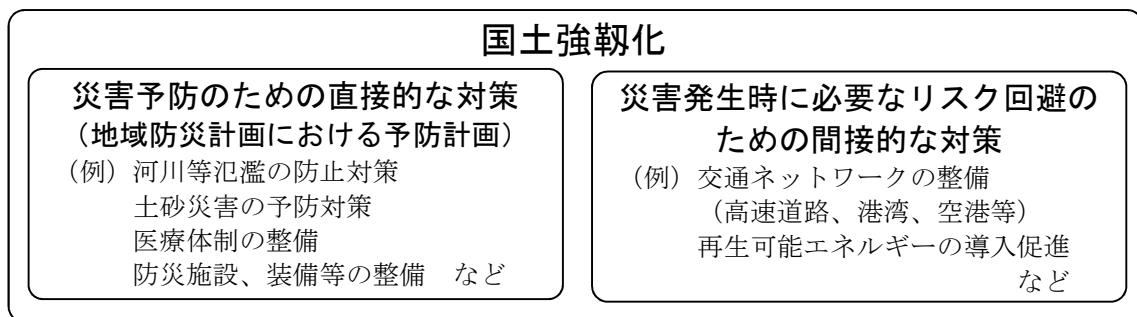
③ 情報伝達体制の整備

- ・老朽化した緊急輸送道路の交通管制施設の更新が完了（H27）
- ・総合防災情報システムの更新（H25）
- ・防災行政無線幹線系設備のIP化更新（H27）
- ・防災行政無線移動系設備のデジタル化更新（H27）
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備（H20）

④ その他災害活動体制の整備

- ・防災拠点である県庁舎等に72時間稼働の非常用発電機及び地下タンクを整備 （H27）
- ・島根県災害時公衆衛生活動マニュアルの策定（H27）

《国土強靭化の対象施策》



(2) 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、島根県の国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な指針である。

(3) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靭化の施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画を見直すこととする。その際、県政の基本方針となる「島根総合発展計画」や、県の他の各種計画と整合した計画とする。

(4) 計画の推進

島根県においては、県政の基本方針である島根総合発展計画の取組みについて、毎年度、P D C Aサイクルに基づき、成果や課題、今後の方向性等を行政評価としてとりまとめ、公表している。

本計画に基づく各種施策についても、行政評価のなかで成果参考指標として進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生することであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

(5) 基本目標と事前に備えるべき目標

国土強靭化地域計画は、国の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

- ① 大規模自然事前災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(6) 国土強靭化に取り組むにあたっての基本的な方針

島根県が国土強靭化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

県の取組みにあたっては、国の基本計画や市町村の地域計画に基づく取組みや、民間が実施する取組みと連携し、進める。

1) 國土強靭化の取組姿勢

- ① 強靭性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担して強靭化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会资本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会资本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

4) 地域の特性に応じた施策の推進

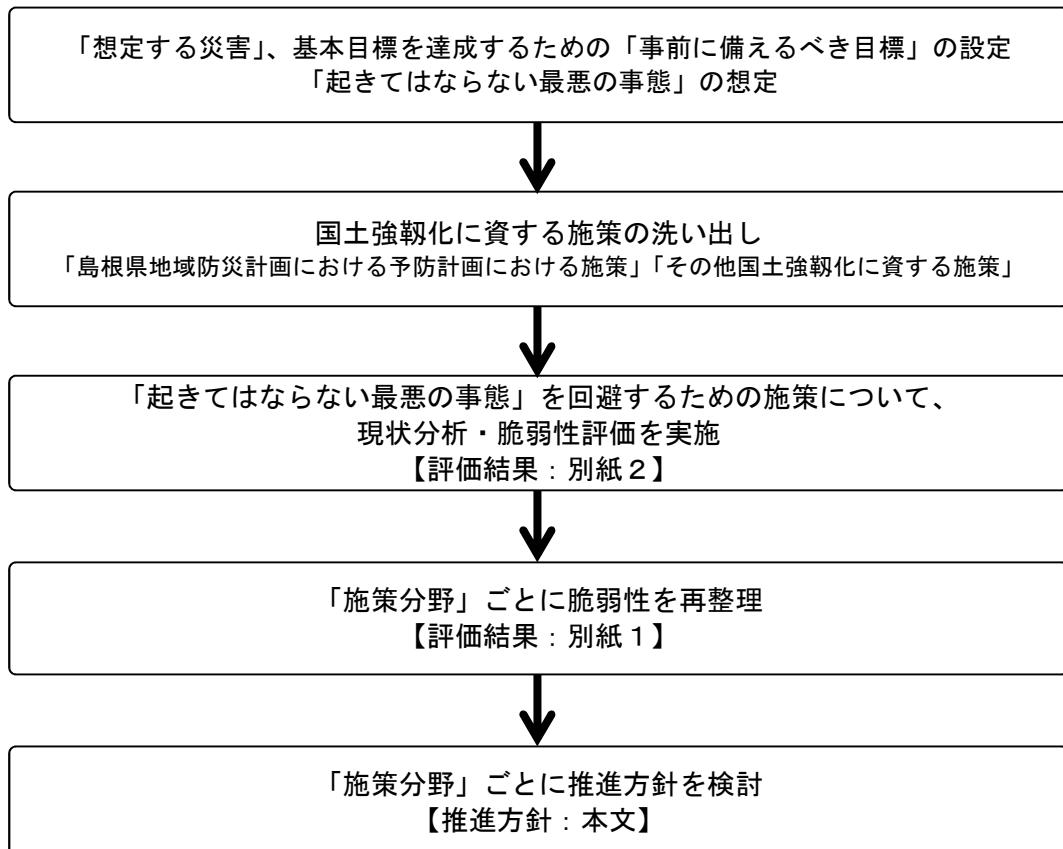
- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

2. 脆弱性評価と推進方針の検討

基本法においては、国土強靭化に関する施策を、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行ったうえで策定されるものと定めている。

島根県では、脆弱性評価及び推進方針の検討は、国の基本計画を参考とし、次の実施手順及び枠組みにより実施した。

(1) 実施手順



(2) 枠組み

1) 想定する災害

大規模自然災害は一度発生すれば県土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画において想定する灾害は、二次災害を含めた大規模自然災害とする。

2) 起きてはならない最悪の事態

次表のとおり事前に備える目標別に32の「起きてはならない最悪の事態」を想定した。

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	火山噴火・土砂災害・暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
	2-4	想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2	行政機能の機能不全
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常渴水等により用水の供給の途絶
	6-6	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	原子力発電所の事故による原子力災害の発生・拡大
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3) 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野として、次のとおり 9 の個別施策分野と 2 の横断的分野を設定した。

《個別施設分野》

- ① 行政機能
- ② 住宅・都市・土地利用
- ③ 保健医療・福祉、教育
- ④ エネルギー、ライフライン
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 経済産業
- ⑧ 国土保全
- ⑨ 環境

《横断的分野》

- ⑩ 横断的分野（避難訓練、防災組織、防災教育）
- ⑪ 横断的分野（老朽化対策）

4) 脆弱性評価と推進方針

島根県では、現行の島根県地域防災計画における予防計画を参考とし、その他、国土強靭化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、2) の「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の脆弱性を評価した。

そのうえで、3) の施策分野ごとに脆弱性を再整理し、施策分野ごとに推進方針を検討した。

3. 施策分野ごとの推進方針

2で整理した脆弱性評価の結果を踏まえ、次の施策分野ごとの推進方針に基づき、今後、島根県の強靭化に向けて取り組む。

(1) 行政機能

1) 防災活動体制の強化

(災害本部体制の強化)

- ・災害発生時に迅速に行動できるよう、職員の動員体制、登庁基準、応急活動のマニュアル、災害対策本部設置手順、防災センター室の運用方法、災害対策本部会議の運営要領等を隨時見直し、習熟を図る。また、防災要員用の飲食物や燃料、非常用通信手段等を整備・強化する。(防災部)

(災害救助法等の運用体制の強化)

- ・災害救助法に基づく災害救助の基準・運用要領の習熟や実務研修会等により運用体制を強化する。(防災部)

(複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。(防災部、他)

(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・県、市町村及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、市町村が行う、県民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制整備に対し必要な助言を行う。(防災部)

(広域応援協力体制の強化)

- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。
- ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。(防災部、他)

2) 救急・救助体制の整備、火災予防

(救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・大規模災害時の対応を強化するため、消防本部を主体とした救急・救助体制の強化に努める。資機材の整備については、国の補助制度の活用等、消防本部に対して必要な支援をしていく。(防災部)
- ・大規模災害時における傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の定着を図るとともに、急性期の救助活動について、D M A T や各種医療救護班と関係機関との連携体制の確立を図る。(健康福祉部)
- ・大規模災害時における警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備等により災害対処能力を向上させる。(警察本部)

(消防団等の育成強化)

- ・消防団員の確保や消防団の強化を図るため、表彰、操法大会の開催、広報、消防協会への支援等を行う。
- ・県、市町村及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。県は、市町村等の取組みを支援する。(防災部)

(出火防止)

- ・出火防止措置の周知・徹底のため、火災予防に関して、住民への啓発及び消防機関への情報提供等を行う。
- ・地域及び事業所での自主防災体制の整備を強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。(防災部)
- ・農村地域における消防力の強化のため、防火水槽の設置を推進していく。(農林水産部)

3) 行政機能の維持

(公的機関等の業務継続性の確保)

- ・災害発生時に優先度の高い業務を実施していくため策定した業務継続計画の習熟を図るとともに、市町村の業務継続計画の策定に必要な助言を行うなどの取組みを進める。
(防災部)

(重要データの遠隔地バックアップ)

- ・業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。**(地域振興部)**

(ＩＣＴ部門における業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の策定と運用）

- ・大規模災害時においても業務を継続することができるようするため、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。また、実践的な訓練を実施し、結果を検証して計画を適宜修正していく。**(地域振興部)**

(全県域WAN（行政ネットワーク等）の整備）

- ・大規模災害発生時においても行政ネットワークが使用できるようするため、通信回線やネットワークの二重化や優先復旧稼働確保等の対策を推進する。**(地域振興部)**

(業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用)

- ・大規模災害時においても各業務システムが使用できるようするため、災害による影響を受けないサービス利用や基盤の整備を推進する。**(地域振興部)**

4) 防災施設等の整備、建築物の災害予防

(防災拠点の管理・運営)

- ・大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、マニュアル等を見直し広域防災拠点を適正に管理・運営する。また、市町村における防災関連施設等の整備・充実を促進する。(防災部)

(防災中枢機能等の確保・充実)

- ・地階の電気室は、河川の氾濫等により電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策を進める。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める。
(総務部、他)

(災害用臨時ヘリポートの整備)

- ・災害時に救助・救護活動を円滑にするため、市町村が臨時ヘリポートを公共の運動場等から事前に選定するに当たり、助言等を行う。(防災部)

(建築物の災害予防、耐震化)

- ・災害対策の活動拠点施設について、その機能を確保するため、各施設管理者において、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を図る。
- ・多数の人を収容する施設の安全性を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める。(総務部、他)

5) 防災訓練

(防災訓練)

- ・市町村や国、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。(防災部、他)

(2) 住宅・都市・土地利用

1) 建築物の災害予防

(建築物の災害予防)

- ・新たな木質材料の研究・技術開発や商品開発を推進する。(農林水産部)
- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、民間の住宅・建築物の耐震化や除却を促進する。
- ・土砂災害に対する住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。(土木部)

(建築物の天井の脱落対策)

- ・地震の際に、多数の者が利用する建築物の安全確保のため、天井の耐震改修の必要性の啓発を進め、改修の実施を促す。(土木部)

(屋内の機器・家具等の転倒防止対策)

- ・地震の際に住宅を含め全ての建築物の利用者の安全確保のため、家具固定の必要性の啓発を進め、固定の実施を促す。(土木部)

(エレベーターの閉じ込め防止対策)

- ・災害時にエレベーター利用者の安全確保のため、閉じ込め防止対策の必要性の啓発を進め、改修の実施を促す。(土木部)

(工作物対策)

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするために、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。
- ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。(土木部)

(造成地の予防対策)

- ・地震の際に宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い宅地について、宅地造成等規制法により各種勧告、命令を行うことで宅地の耐震化の推進を図る。(土木部)

2) 応急仮設住宅、危険度判定

(地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、市町村や関係団体と連携・協力した各種取組により現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の体制を維持する。(土木部)

(罹災証明書の発行体制の整備)

- ・市町村に対する住家被害調査の担当者向け研修の充実などにより、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。(防災部、土木部)

(応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・平時から関係団体と連携し、市町村から要請があった場合の応急仮設住宅の供給に向けた体制整備を行う。(総務部、土木部)
- ・各種災害の被害想定に基づく必要戸数を想定し、建設マニュアルの整備・更新、建設事業者等との事前協定の締結(建設・借上)、建設候補地リストの事前作成、定期的な事前訓練、関係機関との連絡体制の強化等、応急仮設住宅の供給に向けた体制強化を行う。(防災部、土木部)

3) 都市づくり・土地利用

(大規模災害を考慮した都市づくり(都市マスターplanへの反映))

- ・都市防災を推進するため、県が策定する都市計画区域マスターplanに総合的な防災・減災対策について記載を検討する。(土木部)

(土地利用の適正化)

- ・都市防災を推進するため、市町による都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用への誘導規制を促進する。(土木部)

(防災的な土地利用の推進)

- ・各市町村及び地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。

(農林水産部)

- ・災害に強い市街地の形成を図るため、既成市街地及びその周辺地区において土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消や、道路、公園、広場等の都市基盤施設の整備を進める。
- ・宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い区域について、宅地造成等規制法により各種勧告、命令を行うことで宅地災害の防止を図る。
- ・土砂災害防止法に基づく各種広報や防災学習会等による土砂災害警戒区域等の周知を継続することに加え、住民や市町村の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。
- ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置・整備・維持管理を積極的に推進するとともに、緑地の保全を図るため、県は市町村に対し国の事業等の周知を図る。**(土木部)**

(都市、まちの不燃化の推進)

- ・火災の延焼を防止するため、市町による防火地域及び準防火地域の指定を進め、建築物の不燃化を促進する。
- ・火災の延焼を防止するため、街路整備を推進する。
- ・まち（建築物）の安全性の向上のため、防災対策の普及啓発を進め、不燃化を促進する。

(土木部)

(液状化・崩壊危険地域の予防対策)

- ・公共建築物の液状化対策技術の情報収集・習得に努めたうえで、県有施設の設計に活かし、市町村に対しては適切に助言する。**(総務部)**
- ・地震に関する調査研究等を推進するとともに、島根県地震被害想定調査などのデータを県ホームページ等により公開し、県民へ周知するほか適正な土地利用を図る。**(防災部)**
- ・公共土木施設は、工事箇所やその周辺環境に応じて、地盤改良や構造物の施工、並びに地形、地質、地盤、植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析したうえで、最も優れた工法により個別に対応する。**(土木部)**

(海岸における津波浸水想定箇所の把握)

- ・地震による津波浸水想定箇所を把握するため、その区域等を調査する。
(防災部、土木部)
- ・避難体制を推進するため、地震による津波浸水箇所の区域等の調査結果を基に、市町村のハザードマップ作りを支援する。(防災部)
- ・海岸構造物設計の基準となる設計津波を設定し、既設構造物の照査を行う。(土木部)

(地籍調査の推進)

- ・迅速な災害復旧・復興を図るため、引き続き市町村と連携して地籍調査事業を促進する。
(土木部)

4) 危険物施設の安全化

(消防法に定める危険物施設の予防対策)

- ・県、消防本部及び各事業者が計画的に防災教育や防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図るとともに、県及び消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。(防災部)

(火薬類施設の予防対策)

- ・県及び消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により火薬類施設に対する地震・津波対策の徹底を図る。(防災部)

(毒劇物取扱施設の予防対策)

- ・平時から、毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、立入検査等法令に基づく規制の強化に努める。(健康福祉部)

(3) 保健医療・福祉、教育

1) 保健・医療救護体制の強化

(医療救護体制の強化)

- ・すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。
- ・医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。
(健康福祉部)

(医療救護体制に係る防災訓練)

- ・医療救護を円滑に行うために、各種訓練を継続的に実施する。**(健康福祉部)**

(医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

- ・医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について平時から、関係機関相互の情報共有及び供給・確保体制の強化を図る。
- ・医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の強化を図る。**(健康福祉部)**

(防疫・保健衛生体制の強化)

- ・感染症等の発生と流行を未然に防止するため、防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を強化し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。
- ・県（保健所）及び市町村における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ体制を整備し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。**(健康福祉部)**

(食品衛生、監視体制の整備)

- ・営業施設の被災状況の把握及び被災施設の重点的監視を行う体制を速やかに整備できるよう、業者団体との連携の強化に努める。**(健康福祉部)**

(防疫用薬剤及び器具等の備蓄)

- ・緊急の調達が困難となることも予想される消毒剤、消毒散布用機器、運搬機器等については、平常時からその確保に努める。**(健康福祉部)**

(被災者の健康管理)

- ・島根県災害時公衆衛生活動マニュアル（H26年度策定済）を元に、県・市町村等の保健師に対して、訓練・研修を実施し習熟に努める。**(健康福祉部)**

(動物愛護管理体制の整備)

- ・関係団体と協力し、負傷動物、放浪動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。(健康福祉部)

2) 要支援者対策

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・市町村による避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。(防災部、健康福祉部)

(社会福祉施設等における対策)

- ・県内、近隣県の同種の施設等と災害協定を締結するよう指導し、併せて、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。(健康福祉部)

3) 各施設の災害予防

(社会福祉施設等の災害予防)

- ・耐震性が把握されていない民間社会福祉施設を対象に、経費助成制度を活用して耐震診断を推進し、耐震改修を促進する。
- ・社会福祉施設設置者における避難スペースの整備等を促進する。
- ・大規模災害時における適切な医療体制の確保を図るため、災害拠点病院の耐震化を促進する。(健康福祉部)

(学校等の災害予防・避難計画の策定)

- ・学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、修繕の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また非構造部材の耐震化を推進する。
- ・策定された計画等の不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の管理を指導していく。(総務部、教育庁)
- ・保育園・認定こども園等の市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。(健康福祉部)

(4) エネルギー、ライフライン

1) エネルギー対策

(再生可能エネルギー等の導入の推進)

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するため、事業化可能性調査や導入等の取組みを支援する。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を支援する。**(地域振興部)**
- ・地域における再生可能エネルギー導入の事業化可能性調査に取り組む。**(企業局)**

2) ライフライン施設の安全化

(電気施設の安全化)

- ・定期的に発電施設及び周辺巡視を行い必要に応じて施設の安全対策工事を実施する。
- ・自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアルの充実を図る。**(企業局)**

(ガス施設の安全化)

- ・県及び消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令に基づく保安検査・立入検査等により、地震・津波対策の徹底を図る。
- ・ガス販売事業者に対し、高圧ガス等の漏洩を防止するため、ガス施設の安全性の向上、防災訓練実施等の予防対策の推進を指導し、情報提供を行う。消費者に対しては、自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。

(防災部)

(水道施設の安全化・水道事業者)

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、水道事業者に計画的な施設の更新を指導する。
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。
- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。**(健康福祉部)**

(水道施設の安全化・県水道事業)

- ・水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的に実施するよう努める。
- ・平常時から受水団体等と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。
- ・災害発生時における受水団体ほか関係機関との連絡方法についてNTT回線以外の代替方法についても検討する。
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。**(企業局)**

3) 原子力安全・防災対策の推進

(原子力安全対策の推進)

- ・島根県、松江市及び中国電力㈱の三者で締結している「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」(以下「安全協定」)に基づき、島根原子力発電所の運転状況の把握、トラブル発生時の連絡、立入調査、発電所周辺の環境放射線の常時監視などを実施し、県民の安全確保と環境の保全に努めるほか、原子力広報誌の発行や講演会の開催等による原子力発電に関する知識の普及啓発を図る。
- ・島根原子力発電所2号機の新規制基準に基づく安全対策については、原子力規制委員会に対し厳格な審査を要請するとともに、審査状況をよく把握し、審査が終了した場合は、国から審査結果等について説明を受け、安全協定に基づき適切に対応する。
- ・運転終了した島根原子力発電所1号機については、原子力規制委員会において廃止措置計画の認可を受ける必要があることから、2号機と同様に、安全協定に基づき適切に対応する。(防災部)

(原子力防災対策の推進)

- ・発電所に万が一の事態が生じた場合に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、平時から原子力防災対策を推進する。(防災部)
- ・広域避難計画の作成、避難退域時検査や避難行動要支援者への対応を含む広域避難体制を整備する。また、オフサイトセンターなど防災拠点の充実強化、緊急時モニタリング体制や通信連絡体制の整備、原子力防災資機材の整備、防災業務関係者的人材育成、社会福祉施設や防災拠点施設等に対する放射線防護対策の実施、安定ヨウ素剤の配布などを行う。(防災部、他)
- ・原子力災害対策指針の改定等を受け、地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を見直すほか、原子力防災訓練を実施するなどして、緊急時における原子力防災体制の充実を図る。(防災部)

(5) 情報通信

1) 情報伝達体制の整備

(情報通信設備及び震度観測設備の整備)

- ・大規模災害時において不足する燃料を調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売会社との協定締結及び燃料貯蔵施設の新設・追加について検討する。
(防災部)

(情報通信体制の整備)

- ・災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備を進め、訓練等を通じた各種システムの使用方法の習熟、災害時の支援要請先の把握、情報収集体制の強化などを推進する。
- ・多くの職員が無線設備を使用できるようにするために、操作マニュアルの整備や定期的な通信訓練を行う。(防災部)

(県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・県民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルールの策定、運用方法の習熟を図る。(防災部)
- ・携帯電話不感地域を解消するため、市町村、携帯電話事業者と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。(地域振興部)
- ・漁船等に迅速に情報を伝達するため、JFしまねと協力して漁業無線局の通信の充実を図る。(農林水産部)

(報道機関との連携体制の整備)

- ・多様な手段で広報できるよう、報道機関との連携体制を構築する。(防災部)

(災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・通信が輻輳した場合でも情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進める。
(防災部)

(地域における要配慮者対策（外国人対策))

- ・外国人住民に多言語等（やさしい日本語）による防災情報提供及び災害情報伝達をするため、情報発信体制を整備する。（環境生活部）

(情報収集管理体制の整備)

- ・災害情報の収集・伝達能力を向上させるため、広域災害救急医療情報システムの利用を前提としつつ、複数の通信手段を整備する。（健康福祉部）

(6) 交通・物流

1) 交通施設の安全化、輸送路の整備等

(交通施設の安全化、防災空間の確保)

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
- ・災害時の緊急物資等の輸送基地としての機能を維持するため、港湾施設について岸壁等の整備に加え状況に応じ防災点検及び補強工事等を行う。
- ・災害時の交通網維持のため、空港維持管理・更新計画などに基づき、空港施設の耐震・老朽化点検や補修などを実施する。また、必要な資機材の更新を適切に行う。(土木部)
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備を着実に進める。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。

(農林水産部)

2) 交通規制体制の整備等

(交通規制の実施体制の整備)

- ・災害対策基本法に基づく規制標識について、未配備の警察署に順次配備する。
- ・原子力災害に備えた避難ルート等主要交差点に交通流監視カメラを順次整備するなど、交通管制機能を強化する。
- ・新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等主要交差点に、交通信号機滅灯対策として、「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電接続設備」を充実させ、老朽化している自起動ディーゼル発電機の更新も順次実施する。(警察本部)

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、県管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。(土木部)

(緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通の混乱の防止、緊急通行路の確保のための交通規制の実施に向けて、緊急通行車両等の事前届出を進める。(防災部)
- ・事前届出制度を広く周知するため、県警ホームページによる掲載の他、様々な各広報媒体による広報をさらに推進する。(警察本部)

3) 輸送体制の整備

(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)

- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。(地域振興部)

(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・漁船等による救援物資等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について、関係機関と連携を図る。(農林水産部)
- ・災害時の迅速かつ的確な輸送手段を確保するため、港湾・空港施設の点検や資機材更新を行うとともに災害時の輸送について施設管理者として関係機関や企業等との連携を図る。(土木部)

(道路寸断への対応)

- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(土木部、農林水産部)

(緊急輸送のための港湾啓開体制等の整備)

- ・災害発生時に迅速かつ的確な港湾・臨港道路の啓開作業を行うため、平時から装備・資機材を整備のうえ関係機関・団体との協力体制を強化する。
- ・大規模災害が発生しても港湾機能の低下を最小限に抑え早期の復旧を行うため、港湾BCPを作成する。(土木部)

(公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集・共有などの連携体制を強化する。(地域振興部)

4) 調達体制の整備

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。(防災部)
- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。(地域振興部)
- ・食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。
- ・漁船等による食料等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について、関係機関と連携を図る。(農林水産部)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。(商工労働部)

(7) 経済産業

1) 企業における防災対策等

(企業（事業所）における防災体制の整備)

- ・企業（事業所）における防災組織の整備を促進するため、市町村とともに関係機関の協力体制の確立に努める。（商工労働部）

(企業（事業所）における事業継続の取組の推進)

- ・企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネージメント（BCM）構築を促進する。（商工労働部）

(事業所における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。
- ・事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。（商工労働部）

2) 帰宅困難者対策

(帰宅困難者への対応)

- ・帰宅困難者の支援を行うため、民間企業との協定締結を推進し、支援店舗の拡大を目指す。（防災部）
- ・大規模集客施設等の管理者に対して、誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。（商工労働部）

(観光客の安全確保)

- ・帰宅困難者対策や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進する。
- ・旅館・ホテル等に対し、観光客を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や避難誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

（商工労働部）

3) 農林水産基盤の強化

(農業基盤施設の安全化)

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し市町村等へ配布する。
- ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。**(農林水産部)**

(食料生産基盤の整備)

- ・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。**(農林水産部)**

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。
(農林水産部)

(漁業施設災害の防止対策)

- ・漁業施設の管理者に対する防災対策の実施及び船舶の所有者に対する安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの安全対策を指導する。
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪を考慮した整備を図る。
- ・機能保全計画に基づき漁港施設の老朽化対策を計画的・効率的に推進するとともに、拠点漁港において機能診断を実施し、耐震対策を推進していく。**(農林水産部)**

(広域応援協力体制の整備)

- ・災害時の応急対策等をより迅速・的確に行うために、港湾漁港建設協会との協定締結を進めることとする。**(農林水産部)**

(漁船保険、漁業共済の加入促進)

- ・被災した漁船や漁具の損害を速やかに補てんするため、漁船保険及び漁業共済の加入促進を行う。**(農林水産部)**

(8) 国土保全

1) 河川・海岸の災害防止

(河川等氾濫の防止対策)

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国と連携を図り直轄治水事業を促進させるとともに、ダム建設や堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を着実に進める。
 - ・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平常時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、水防情報システム等により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。
 - ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。
 - ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。(土木部)
- ・ダムについて、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。

(農林水産部、企業局)

(波浪、侵食、高潮災害の防止対策（海岸における危険箇所の把握）)

- ・波浪等による被害を防止するため、海岸環境に配慮しながら波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽化点検を実施し、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。(農林水産部、土木部)
- ・災害の予想される危険な箇所を把握するため、その区域等を調査し、関係市町村・住民へ周知する。(土木部)

2) 土砂災害等の災害防止

(土砂災害の防止、公共土木施設の安全化、造成地の予防対策)

- ・山地災害の防災・減災を図るため、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせて総合的に実施する。
- ・市町村が適切に住民の避難指示の判断等が行えるよう、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区等の情報を提供する。
- ・老朽化した治山施設（地すべり防止施設含む）について計画的に補修・更新等長寿命化対策を実施する。
- ・各市町村及び地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。

【再掲】(農林水産部)

- ・土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。
- ・既存の砂防関係施設の点検を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の長寿命化対策を推進する。
- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、各種広報や防災学習会等を継続することに加え、住民や市町村の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。

【再掲】

- ・土砂災害情報を的確に伝達し、市町村の警戒避難体制を支援する。
- ・危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。【再掲】(土木部)

(森林整備の実施)

- ・適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。

(農林水産部)

(9) 環境

1) 生活環境に関する施設等の安全化

(下水道施設の安全化)

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、流域下水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、B C Pを活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する。
- ・下水道B C P未策定市町村に対し必要な助言等を行い、策定促進を図る。(土木部)

(農業集落排水の機能保全)

- ・農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。

(農林水産部)

(廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・市町村による廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。

(環境生活部)

(し尿処理体制の整備)

- ・し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・市町村によるし尿処理の仕組みづくりを促進する。(環境生活部)

(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

1) 避難訓練

（避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備）

- ・県、市町村及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、市町村が行う、県民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制整備に対し必要な助言を行う。

【再掲】（防災部）

（避難行動要支援者等支援体制の構築）

- ・市町村による避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。【再掲】（防災部）

2) 防災組織等の活動環境の整備

（自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し市町村及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。
- ・県、市町村及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。県は、市町村等の取組みを支援する。（防災部）

（災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするために、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。
- ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするために、男女共同参画の視点に基づく防災講座などの活動を市町村と連携し実施する。
- ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするために、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。（環境生活部）
- ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。（健康福祉部）

(災害復旧の担い手の確保)

- ・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組み（魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等）を推進する。（土木部）

(支援協定締結団体との連携強化)

- ・「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。（土木部）

(地域コミュニティの維持)

- ・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を進める。（地域振興部）

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。
(農林水産部)

3) 防災教育

(県・市町村職員及び県民に対する防災教育)

- ・県や市町村の職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、県民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。（防災部）

(県民に対する防災教育)

- ・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、県民に普及啓発を図る公民館等の取組みを支援する。（教育庁）

(学校教育における防災教育)

- ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。（教育庁、総務部）

(11) 横断的分野（老朽化対策）

（建築物の老朽化対策）

- ・県有建築物の安全性を確保するため、「島根県県有財産利活用推進計画」及び「島根県県有施設長寿命化指針」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める。（総務部、他）

（農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」に基づき「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。また、市町村が個別施設計画の策定に取り組むにあたり必要な指導・助言等を行う。

（農林水産部）

（公共土木施設の老朽化対策）

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。
- ・国や県、市町村等からなる島根県道路メンテナンス会議において老朽化対策の強化を図っていくとともに、人員や技術力が不足する市町村を支援していく。（土木部）

（企業局施設の老朽化対策）

- ・企業局施設の安全性を確保するため、施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し老朽化対策を着実に進める。（企業局）

別紙1 施策分野ごとの脆弱性評価

(1) 行政機能

1) 防災活動体制の整備

(災害本部体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、この様な状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。(防災部)

(災害救助法等の運用体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。(防災部)

(複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。

(防災部、他)

(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。(防災部)

(広域応援協力体制の強化)

- ・県だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。(防災部、他)
- ・大規模災害時における応急対策をより的確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。(防災部、他)

2) 救急・救助体制の整備、火災予防

(救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると予想されるため、必要な体制や救急用装備・資機材等を充実させる必要がある。(防災部、健康福祉部)
- ・大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施することが必要である。(警察本部)

(消防団等の育成強化)

- ・消防団は地域防災力の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから、対策が必要である。
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。(防災部)

項目	現状値
消防団協力事業所数	216 (H27. 4)

(出火防止)

- ・火災予防のため、出火防止措置の徹底が必要である。
- ・消防機関による消防活動には限界があることから、地域住民等による自主防災体制の充実が必要である。
- ・災害時には同時多発火災が予想されることから、消防機関の装備・施設の計画的な整備等が必要である。(防災部)
- ・中山間地域等における農村部において、消防施設(防火水槽)が不備な地域があるため、整備を行う必要がある。(農林水産部)

3) 行政機能の維持

(公的機関等の業務継続性の確保)

- ・災害により行政機関が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画を作成することが必要である。(防災部)

項目	現状値
市町村業務継続計画策定率	0% (H27.4)

(重要データの遠隔地バックアップ)

- ・建物の倒壊等により業務システムの重要データが消失すれば、行政機能が大幅に低下するため、重要データを速やかに復元することが必要である。(地域振興部)

(ＩＣＴ部門における業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の策定と運用)

- ・業務を実施・継続させるためには、それを支えるネットワーク等の稼動が必要不可欠である。(地域振興部)

(全県域WAN（行政ネットワーク等）の整備)

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。(地域振興部)

(業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用)

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。(地域振興部)

4) 防災施設等の整備、建築物の災害予防

(防災拠点の管理・運営)

- ・大規模災害時には、広域航空応援を受けることが想定されるほか、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、広域防災拠点を適正に管理・運営することが必要である。(防災部)

(防災中枢機能等の確保・充実)

- ・地階の電気室は、河川の氾濫等により、電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策が必要である。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める必要がある。(総務部、他)

(災害用臨時ヘリポートの整備)

- ・災害時の救助・救護活動等を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定、整備に努める必要がある。(防災部)

(建築物の災害予防、耐震化)

- ・災害対策の活動拠点施設について、その機能を確保するため、各施設管理者において、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等を整備する必要がある。
- ・多数の人を収容する施設の安全化を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。(総務部、他)

5) 防災訓練

(防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められるところから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(防災部)

項目	現状値
地震・津波被害を想定した県防災訓練の実施回数	2回 (H26年度)

(2) 住宅・都市・土地利用

1) 建築物の災害予防

(建築物の災害予防)

(天井の脱落対策)

(屋内の機器、家具等の転倒防止対策)

- ・多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化（除却を含む）や天井脱落等の対策を促進する必要がある。
- ・土砂災害の危険性がある区域内には多くの住宅が存在していることから、移転等の促進が必要である。（土木部）

項目	現状値
住宅の耐震化率	64% (H18. 3)
多数の者が利用する建築物等の耐震化率	62% (H18. 3)

(建築物の災害予防)

- ・新たな木質材料の耐震強度や難燃化等に関する知見・技術が不足していることから、研究・技術開発が必要である。（農林水産部）

(エレベーターの閉じ込め防止対策)

- ・エレベーター（県内 1869 基）での閉じ込めにより避難の遅れが発生するおそれがあることから、その対策を促す必要がある。（土木部）

(工作物対策)

- ・耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路沿いに点在していると考えられることから、倒壊した場合に人的被害の発生や避難・救助等の障害となる物件の耐震化を促す必要がある。
- ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。

(土木部)

項目	現状値
建物に付随した看板数	444 (H27. 4)
うち、対処が必要な看板数	12 (H27. 4)

(造成地の予防対策)

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることがから、宅地の耐震化など安全な都市空間を整備する必要がある。（土木部）

2) 応急仮設住宅、危険度判定

(地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定し、余震による人的被害を防ぐ必要があることから、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成と体制を維持する必要がある。(土木部)

項目	現状値
被災建築物応急危険度判定士数	888人(H27.4)
被災宅地危険度判定士数	371人(H27.4)

(罹災証明書の発行体制の整備)

- ・多数の住家被害が生じた市町村では罹災証明書の交付が遅れる可能性があることから、市町村を支援することが必要である。(防災部、土木部)

(応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の迅速な確保が必要である。
(総務部、防災部、土木部)

3) 都市づくり・土地利用

(大規模災害を考慮した都市づくり(都市マスターplanへの反映))

(防災的な土地利用の推進、土地利用の適正化、都市・まちの不燃化の推進)

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることがから、不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。(土木部)

項目	現状値
住宅の耐震化率	64% (H18.3)
街路整備率	67.6% (H25.3)

(防災的な土地利用の推進)

- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。

(農林水産部)

- ・多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域指定の取組みや施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。
- ・都市公園は災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っていることから、都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに、緑地の保全を図る必要がある。(土木部)

項目	現状値
土砂災害特別警戒区域基礎調査結果の公表団体数	8 市町 (H27. 11)
土砂災害警戒区域の指定済箇所数	32, 125 箇所 (H27. 11)
土砂災害特別警戒区域の指定済箇所数	912 箇所 (H27. 11)
土砂災害特別警戒区域の調査結果公表済箇所数	13, 754 箇所 (H27. 11)
急傾斜地崩壊危険箇所	2, 584 箇所 (整備率 23. 8%) (H27. 11)
地すべり危険箇所	264 箇所 (整備率 38. 3%) (H27. 11)
土石流危険渓流箇所	3, 041 箇所 (整備率 12. 1%) (H27. 11)

(液状化・崩壊危険地域の予防対策)

- ・大規模地震発生時に、地盤の状況によっては液状化が発生する可能性があるため、建築物に対する被害を防止する必要がある。(総務部)
- ・地震災害では、地盤によっては液状化現象など様々な被害が生じる可能性があることから、被害の軽減に向けて関連する情報を提供する必要がある。(防災部)
- ・大規模地震発生時には、県東部の沖積層堆積地域を中心に地盤の液状化が発生する可能性があるため、道路施設等においてもそれによる被害を防止する必要がある。
- ・地震時に法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止することが必要である。(土木部)

(海岸における津波浸水想定箇所の把握)

- 沿岸部や島しょ地域では、過去の津波の影響を踏まえると負傷者や家屋の浸水が生じるなどの影響を受ける可能性があることから、津波に関する情報を関係市町村と共有するとともに、県民へ周知することが必要である。(防災部)

項目	現状値
市町村津波避難計画の作成率	40% (H27. 10)
地域津波避難計画	34% (H27. 10)
津波ハザードマップの作成率	90% (H27. 10)

- 地震による津波浸水想定箇所を把握するため、その区域等を調査する必要がある。
(防災部、土木部)

(地籍調査の推進)

- 災害発生時の迅速な復旧・復興を図るために地籍調査事業を促進する必要がある。
(土木部)

項目	現状値
地籍調査進捗率	49% (H27. 3)

4) 危険物施設の安全化

(消防法に定める危険物施設の予防対策)

- 地震が発生した場合、軟弱な地盤地域ほど地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いため、危険物施設の実態把握、指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。(防災部)

(火薬類施設の予防対策)

- 火薬類施設については、老朽化しているものがあり、地震などにより災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。(防災部)

(毒劇物取扱施設の予防対策)

- 災害による毒劇物取扱施設等の災害を未然に防止するとともに、保健衛生上の危害を最小限に防止するため、各施設の責任者と連携した安全対策を推進する必要がある。

(健康福祉部)

(3) 保健医療・福祉、教育

1) 保健・医療救護体制の強化

(医療救護体制の強化)

- ・災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（D M A T）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、その体制の維持充実が必要である。（健康福祉部）

項目	現状値
災害派遣医療チーム（D M A T）の整備数	16 チーム（H27）

(医療救護体制に係る防災訓練)

- ・災害発生時における各機関の医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。（健康福祉部）

(医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

- ・災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。（健康福祉部）

(防疫・保健衛生体制の強化)

- ・被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。（健康福祉部）

(食品衛生、監視体制の強化)

- ・災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合があることを想定し、体制整備や業者団体との連携強化に努める必要がある。（健康福祉部）

(防疫用薬剤及び器具等の備蓄)

- ・災害時の緊急の調達が困難となるおそれがあることから、平常時からその確保に努める必要がある。（健康福祉部）

(被災者の健康管理)

- ・災害が長期化した場合に公衆衛生活動の実施が困難となるおそれがあることから、計画的・継続的な支援体制を構築する必要がある。（健康福祉部）

(動物愛護管理体制の整備)

- ・災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る必要がある。**(健康福祉部)**

2) 要支援者対策

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・市町村による避難行動要支援者に配慮した避難計画等の策定を支援する必要がある。**(健康福祉部)**

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。**(防災部)**

(社会福祉施設等における対策)

- ・社会福祉施設の利用者が安全・的確に避難行動や避難活動を行えることが必要である。**(健康福祉部)**

3) 建築物の災害予防

(社会福祉施設等の災害予防)

- ・社会福祉施設等の耐震化を促進する必要がある。(健康福祉部)

項目	現状値
障害者支援施設の耐震化率	100% (H27)
児童福祉施設の耐震化率	80% (H26)
老人福祉施設の耐震化率	95% (H26)
災害拠点病院の耐震化率	70% (H27)

(学校等の災害予防・避難計画の策定)

- ・学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難・救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。
- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。(総務部、教育庁)

項目	現状値
公立学校の耐震化率	92.5% (H27.4)
私立学校の耐震化率	90.7% (H27.4)

- ・小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難が必要である。(健康福祉部)

(4) エネルギー・ライフライン

1) エネルギー対策

(再生可能エネルギー等の導入の推進)

- エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。
- 災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。(地域振興部)

項目	現状値
市町村の避難所等への再生可能エネルギーの導入	9 市町 10 箇所 (H27. 3)

- エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギーの導入の可能性について検討を進める必要がある。(企業局)

2) ライフライン施設の安全化

(電気施設の安全化)

- 風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。(企業局)

(ガス施設の安全化)

- 風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、ポリエチレン管やダクタイル鉄管等の耐震性があるものに順次更新していくよう指導する必要がある。(防災部)

(水道施設の安全化・水道事業者)

- 地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、各水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- 風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。
- 水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。(健康福祉部)

(水道施設の安全化・県水道事業)

- ・水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。
- ・洪水時には、原水の濁度が上昇するため、適切な前処理対応を行なう必要がある。
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。
- ・災害時の上工水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT回線の不通も想定し代替方法を検討する必要がある。
- ・洪水期、渇水状況が継続すると利水容量が枯渇するおそれがあるので適切に水運用協議を行う必要がある。(企業局)

項目	現状値
上水施設（管路）の耐震化率	77% (H23)
上水施設（浄水場）の耐震化率	48% (H23)

3) 原子力安全・防災対策の推進

(原子力安全・防災対策の推進)

- ・原子力発電所については、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全対策と防災対策が進んできているが、一層充実させる必要がある。(防災部)

項目	現状値
原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	97.3% (H26.10)

(5) 情報通信

1) 情報伝達体制の整備

(情報通信設備及び震度観測設備の整備、情報通信体制の整備)

(県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・非常用発電機燃料の貯蔵量は、4日以上の停電に対応できないため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。
- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等をすることが必要である。
- ・遠方からの通勤者が多く災害時の参集が困難な事態が想定されることから、より多くの職員が機器操作に習熟し、非常通信ができるようにしておく必要がある。(防災部)

(県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害時の通信連絡や情報伝達の手段として携帯電話が重要であるが、まだ携帯電話が全く使えない地域（不感地域）があるため、これを解消する必要がある。(地域振興部)

- ・漁船等に対して、台風等の気象情報を漁業無線局から迅速に伝達する必要がある。

(農林水産部)

(報道機関との連携体制の整備)

- ・県の広報手段では、災害に関する広報が県民に行き渡らない可能性があることから、多様な手段により広報することが必要である。(防災部)

(災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到などにより通信が輻輳した場合、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスを活用することが必要である。(防災部)

(地域における要配慮者対策（外国人対策）)

- ・県内には多くの外国人住民が生活しているが、言語の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合があることから、外国人住民に対する災害意識の向上・多言語等（やさしい日本語）による情報発信が必要である。(環境生活部)

項目	現状値
外国人向け多言語携帯メールマガジン登録者数	242人(H27.3)

(情報収集管理体制の整備)

- ・多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達できるような仕組みの整備が必要である。(健康福祉部)

(6) 交通・物流

1) 交通施設の安全化、輸送路の整備等

(交通施設の安全化、防災空間の確保)

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備が必要である。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- ・緊急物資等の輸送に必要な輸送路を確保することが必要である。(農林水産部)

項目	現状値
農道の整備延長	1,236km (H27.3)
集落道の整備延長	67km (H27.3)
農道の橋梁耐震化の整備箇所数	1箇所 (H27.3)
林道開設延長	1,700.6km (H27.3)
漁港関連道の整備率	70% (H27.3)

- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。
また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。
- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。
- ・港湾施設について維持管理計画を策定し、防災点検、補強工事等を行う。
- ・災害時の輸送の重要性に鑑み、空港施設の適切な維持管理と老朽化対策を行う必要がある。(土木部)

項目	現状値
山陰道の県内供用率	56% (H27.11)
県内道路改良率	67% (H26.4)
緊急輸送道路改良率	89% (H25.6)
橋梁耐震化	118/207 橋 (H27.3)
道路の危険箇所対策	307/635 箇所 (H27.3)

2) 交通規制体制の整備等

(交通規制の実施体制の整備)

- ・災害対策基本法に基づく規制標識について、未配備の警察署に順次整備する必要がある。
- ・原子力災害に備えた避難ルート等主要交差点に交通流監視カメラを設置するなどの交通管制機能の強化を図る必要がある。
- ・新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等の主要交差点に、交通信号機滅灯対策として「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電接続設備」を充実させる必要がある。また、既に整備した自起動ディーゼル発電機のうち、老朽化したものから順次更新する必要がある。**(警察本部)**

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。**(土木部)**

(緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。

(防災部)

- ・指定行政機関等において事前届出がなされているが、届出をする機関に偏りがあり、緊急通行車両等事前届出に関する広報を充実する必要がある。**(警察本部)**

3) 輸送体制の整備

(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)

- ・災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。(地域振興部)

(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・漁船による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。(農林水産部)
- ・災害時の輸送手段を迅速かつ的確に確保する必要があることから、拠点の周知を図る必要がある。(土木部)

(道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港閑連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(農林水産部)
 - ・災害時の輸送路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。
- また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。(土木部)

項目	現状値
山陰道の県内供用率	56% (H27. 11)
緊急輸送道路改良率	89% (H25. 6)

(緊急輸送のための港湾啓開体制等の整備)

- ・港湾施設について維持管理計画を策定し、防災点検、補強工事等を行うとともに、関係機関・団体と啓開体制強化の取組みを進める必要がある。
- ・県内の港湾が機能停止した場合、物流停止により企業活動等の低下を招くことから、大規模災害が発生しても港湾機能の低下を最小限に抑え早期の復旧を図る必要がある。

(土木部)

項目	現状値
重要港湾の港湾BCP策定率	0% (H27. 3)

(公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。(地域振興部)

4) 調達体制の整備

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。**(防災部)**
- ・災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。**(地域振興部)**
- ・流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。
- ・食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。**(農林水産部)**

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。**(商工労働部)**

(7) 経済産業

1) 企業における防災対策等

(企業（事業所）における防災体制の整備)

- ・企業（事業所）における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。（商工労働部）

(企業（事業所）における事業継続の取組の推進)

- ・企業（事業所）における事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。（商工労働部）

(事業所における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。
- ・市町村等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。（商工労働部）

2) 帰宅困難者対策

(帰宅困難者への対応)

- ・交通インフラや交通機関の被災などにより、多くの帰宅困難者が発生することから、民間企業の協力を得て帰宅困難者の支援を行うことが必要である。（防災部）
- ・市町村等の関係機関と連携し、大規模集客施設等における帰宅困難者対策（観光客等）の推進を図ることが必要である。（商工労働部）

(観光客の安全確保)

- ・市町村等の関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。（商工労働部）

3) 農林水産基盤の強化

(農業基盤施設の安全化)

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。
- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。（農林水産部）

項目	現状値
ため池の整備箇所数(累計)	253 地区 (H27. 3)
農業用水の安定供給と湛水被害の解消が図られる受益面積(累計)	4, 550ha (H27. 3)

(食料生産基盤の整備)

- 農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に行う必要がある。

(農林水産部)

項目	現状値
ほ場整備面積（累計）	25,461ha (H27.3)

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- 耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(農林水産部)

(漁業施設災害の防止対策)

- 荷捌き施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。
- 漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。
- 増殖場や養殖施設等は、波浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。
- 緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。
- 50年以上経過した漁港施設は18%であるが、今後20年で、60%に達し、生産・供給基盤となる漁港施設の老朽化が加速するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。
- 水産業の早期再開を目指すため、流通拠点漁港の耐震改良が必要である。(農林水産部)

項目	現状値
漁港関連道の整備率	70% (H27.3)
防災拠点漁港の耐震強化岸壁整備率	25% (H27.3)

(広域応援協力体制の整備)

- 災害時の応急対策をより迅速・的確に行うために、各関係機関との協力体制が必要である。(農林水産部)

(漁船保険、漁業共済の加入促進)

- 被災した漁船等が速やかに復旧して業務を再開する必要がある。(農林水産部)

(8) 国土保全

1) 河川・海岸の災害防止

(河川等氾濫の防止対策)

- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。
- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事の必要がある。
- ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。(土木部)

項目	現状値
洪水から保全される人口	299,900人(59%) (H28.3)

- ・ダムの維持管理、老朽化対策を進める必要がある。(農林水産部、企業局)

(波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))

- ・沿岸部や島しょ地域があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備や適切な維持管理・老朽化対策とともに、危険箇所の周知を行う必要がある。(土木部、農林水産部)

項目	現状値
浸水想定区域面積(土木部所管区域)	14.7ha (H27.4)
浸水想定区域面積(農林水産部所管区域)	3.6ha (H27.3)

2) 土砂災害等の災害防止

(土砂災害の防止、公共土木施設の安全化、造成地の予防対策)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせて治山対策を推進する必要がある。
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。
- ・老朽化した治山施設の機能確保・強化するため、老朽化施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。

【再掲】(農林水産部)

項目	現状値
農林水産部所管の治山事業・地すべり防止事業により土砂災害から保全される人口（累計）	78,606人（H28.3）
農林水産部所管の地すべり対策事業により土砂災害から保全される人口（累計）	11,577人（H28.3）

- 多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域指定の取組みや施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。【再掲】（土木部）

項目	現状値
土砂災害特別警戒区域基礎調査結果の公表団体数	8市町（H27.11）
土木部所管の急傾斜地崩壊危険箇所に対し、がけ崩れ防止対策を講じた箇所の保全される人口（累計）	34,776人（H28.3）
土木部所管の地すべり危険箇所に対し、地すべり防止対策を講じた箇所の保全される人口（累計）	15,816人（H28.3）
土木部所管の土石流危険渓流に対し、土石流災害防止対策を講じた箇所の保全される人口（累計）	18,141人（H28.3）
土砂災害警戒区域の指定済箇所数	32,125箇所（H27.11）
土砂災害特別警戒区域の指定済箇所数	912箇所（H27.11）
土砂災害特別警戒区域の調査結果公表済箇所数	13,754箇所（H27.11）
急傾斜地崩壊危険箇所	2,584箇所 (整備率23.8%)（H27.11）
地すべり危険箇所	264箇所 (整備率38.3%)（H27.11）
土石流危険渓流箇所	3,041箇所 (整備率12.1%)（H27.11）

（森林整備の実施）

- 森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、森林整備を実施する必要がある。
（農林水産部）

(9) 環境

1) 生活環境に関する施設等の安全化

(下水道施設の安全化)

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、流域下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため流域下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。
- ・県内市町村のBCPの策定を促す必要がある。（土木部）

項目	現状値
下水道に関する市町村 BCP 策定率	6% (H27.8)

(農業集落排水の機能保全)

○農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。（農林水産部）

(廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。（環境生活部）

(し尿処理体制の整備)

- ・災害時に、便槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。

（環境生活部）

(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

1) 避難訓練

（避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備）

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。【再掲】（防災部）

（避難行動要支援者等支援体制の構築）

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】（防災部）

2) 防災組織等の活動環境の整備

（自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。（防災部）

項目	現状値
自主防災組織の組織率	66.7% (H27.4)

（災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。
- ・災害時の災害弱者の生活への配慮が十分になされていないことから、避難所運営などに反映されるような仕組みづくりが必要である。
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれること、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。（環境生活部）

項目	現状値
ボランティア活動に参加している人の割合	26% (H26.8)
国際交流ボランティア登録者数	600人 (H27.10)

- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。（健康福祉部）

(災害復旧の担い手の確保)

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。(土木部)

項目	現状値
建設業従事者数	33,711人(対H12比▲32%) (H22.10)
うち、29歳以下	3,656人(対H12比▲60%) (H22.10)

(支援協定締結団体との連携強化)

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。(土木部)

(地域コミュニティの維持)

- ・中山間地域等では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。

(地域振興部)

項目	現状値
「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数	52エリア(H27.3)

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(農林水産部)

3) 防災教育

(県・市町村職員及び県民に対する防災教育)

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、県・市町村職員及び県民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。(防災部)

(県民に対する防災教育)

- ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから県民が家庭で予防・安全に努めたり、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。(教育庁)

(学校教育における防災教育)

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。(教育庁、総務部)

(11) 横断的分野（老朽化対策）

（建築物の老朽化対策）

- ・県有建築物の安全性を確保するため、「島根県県有財産利活用推進計画」及び「島根県県有施設長寿命化指針」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。（総務部、他）

（農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。（農林水産部）

項目	現状値
農林水産公共施設毎の長寿命化計画策定率	0.3% (H27. 3)

（公共土木施設の老朽化対策）

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。また、人員や技術力が不足する市町村の支援が必要である。（土木部）

項目	現状値
公共土木施設毎の長寿命化計画策定率	35.7% (H27. 3)

（企業局施設の老朽化対策）

- ・企業局施設の安全性を確保するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。（企業局）

別紙2 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(建築物の災害予防)

- 新たな木質材料の耐震強度や難燃化等に関する知見・技術が不足していることから、研究・技術開発が必要である。(農林水産部)
- 住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化(除却を含む)を促進する必要がある。(土木部)

項目	現状値
住宅の耐震化率	64% (H18. 3)
多数の者が利用する建築物等の耐震化率	62% (H18. 3)

(エレベーターの閉じ込め防止対策)

- エレベーター(県内 1869 基)での閉じ込めにより避難の遅れが発生するおそれがあることから、その対策を促す必要がある。(土木部)

(防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちの不燃化)

- 都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。(土木部)

項目	現状値
住宅の耐震化率	64% (H18. 3)
街路整備率	67. 6% (H25. 3)

(防災空間の確保・交通施設の安全化)

- 災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備が必要である。
- 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- 50年以上経過した漁港施設は18%であるが、今後20年で60%に達し、生産・供給基盤となる漁港施設の老朽化が加速するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。
- 緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。

(農林水産部)

項目	現状値
農道の整備延長	1,236km (H27.3)
集落道の整備延長	67km (H27.3)
農道の橋梁耐震化の整備箇所数	1箇所 (H27.3)
林道開設延長	1,700.6km (H27.3)
漁港関連道の整備率	70% (H27.3)
防災拠点漁港の耐震強化岸壁整備率	25% (H27.3)

- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。(土木部)

項目	現状値
山陰道の県内供用率	56% (H27.11)
緊急輸送道路改良率	89% (H25.6)

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(土木部)

(液状化危険地域の予防対策)

- ・大規模地震発生時に、地盤の状況によっては液状化が発生する可能性があるため、建築物に対する被害を防止する必要がある。(総務部)
- ・地震災害では、地盤によっては液状化現象など様々な被害が生じる可能性があることから、被害の軽減に向けて関連する情報を提供する必要がある。(防災部)

(出火防止)

- ・中山間地域等における農村部において、消防施設(防火水槽)が不備な地域があるため、整備を行う必要がある。(農林水産部)

1－2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(建築物の災害予防)

- ・多数の人を収容する施設の安全化を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。(総務部)
- ・学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難・救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。
(総務部、教育庁)

項目	現状値
公立学校の耐震化率	92.5% (H27.4)
私立学校の耐震化率	90.7% (H27.4)

- ・社会福祉施設等の耐震化を促進する必要がある。(健康福祉部)

項目	現状値
障害者支援施設の耐震化率	100% (H27)
児童福祉施設の耐震化率	80% (H26)
老人福祉施設の耐震化率	95% (H26)
災害拠点病院の耐震化率	70% (H27)

- ・多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化(除却を含む)や天井脱落等の対策を推進する必要がある。(土木部)

項目	現状値
多数の者が利用する建築物等の耐震化率	62% (H18.3)

(建築物の老朽化対策)

- ・県有建築物の安全性を確保するため、「島根県県有財産利活用推進計画」及び「島根県県有施設長寿命化指針」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。(総務部、他)

(エレベーターの閉じ込め防止対策)

- ・エレベーター(県内 1869 基)での閉じ込めにより避難の遅れが発生するおそれがあることから、その対策を促す必要がある。【再掲】(土木部)

1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(海岸における津波浸水想定箇所の把握)

- 沿岸部や島しょ地域では、過去の津波の影響を踏まえると負傷者や家屋の浸水が生じるなどの影響を受ける可能性があることから、津波に関する情報を関係市町村と共有するとともに、県民へ周知することが必要である。(防災部)

項目	現状値
市町村津波避難計画の作成率	40% (H27. 10)
地域津波避難計画	34% (H27. 10)
津波ハザードマップの作成率	90% (H27. 10)

- 地震による津波浸水想定箇所を把握するため、その区域等を調査する必要がある。

(防災部、土木部)

(波浪、侵食、高潮災害の防止対策 (海岸における危険箇所の把握))

- 沿岸部や島しょ地域があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備や適切な維持管理・老朽化対策とともに、危険箇所の周知を行う必要がある。(土木部、農林水産部)

項目	現状値
浸水想定区域面積（土木部所管区域）	14.7ha (H27. 4)
浸水想定区域面積（農林水産部所管区域）	3.6ha (H27. 3)

(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)

- 災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。(防災部)

(防災訓練)

- 大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(防災部、他)

項目	現状値
地震・津波被害を想定した県防災訓練の実施回数	2回 (H26年度)

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- 災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。(防災部)

1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 (河川等の氾濫の防止対策)

- ・ダムの維持管理、老朽化対策を進める必要がある。

(農林水産部、企業局)

- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。
- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事の必要がある。
- ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。(土木部)

項目	現状値
洪水から保全される人口	299,900人(59%) (H28.3)

(農業基盤施設の安全化)

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。(農林水産部)

項目	現状値
農業用水の安定供給と湛水被害の解消が図られる受益面積 (累計)	4,550ha(H27.3)

(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)

(県・市町村職員及び県民に対する防災教育)

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、県・市町村職員及び県民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。(防災部)

(県民に対する防災教育)

- ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから県民が家庭で予防・安全に努めたり、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。(教育庁)

(学校教育における防災教育)

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。(教育庁、総務部)

(防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。【再掲】(防災部、他)

項目	現状値
地震・津波被害を想定した県防災訓練の実施回数	2回 (H26年度)

1－5 火山噴火・土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害の防止、公共土木施設の安全化)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせて治山対策を推進する必要がある。
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区的周知が必要である。
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。

(農林水産部)

項目	現状値
農林水産部所管の治山事業・地すべり防止事業により土砂災害から保全される人口（累計）	78,606人 (H28.3)
農林水産部所管の地すべり対策事業により土砂災害から保全される人口（累計）	11,577人 (H28.3)

- 多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域指定の取組や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。（土木部）

項目	現状値
土砂災害警戒区域の指定済箇所数	32,125 箇所 (H27. 11)
土砂災害特別警戒区域の指定済箇所数	912 箇所 (H27. 11)
土砂災害特別警戒区域の調査結果公表済箇所数	13,754 箇所 (H27. 11)
急傾斜地崩壊危険箇所	2,584 箇所 (整備率 23.8%) (H27. 11)
地すべり危険箇所	264 箇所 (整備率 38.3%) (H27. 11)
土石流危険渓流箇所	3,041 箇所 (整備率 12.1%) (H27. 11)
土木部所管の急傾斜地崩壊危険箇所に対し、がけ崩れ防止対策を講じた箇所の保全される人口（累計）	34,776 人 (H28. 3)
土木部所管の地すべり危険箇所に対し、地すべり防止対策を講じた箇所の保全される人口（累計）	15,816 人 (H28. 3)
土木部所管の土石流危険渓流に対し、土石流災害防止対策を講じた箇所の保全される人口（累計）	18,141 人 (H28. 3)

（河川等氾濫の防止対策）

- ダムの維持管理、老朽化対策を進める必要がある。【再掲】（農林水産部、企業局）
- ダムなどの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。【再掲】（土木部）

（農業基盤施設の安全化）

- 安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。
- 農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】（農林水産部）

項目	現状値
ため池の整備箇所数(累計)	253 地区 (H27. 3)
農業用水の安定供給と湛水被害の解消が図られる受益面積(累計)	4,550ha (H27. 3)

（地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進）

- 耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。（農林水産部）

(森林整備の実施)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施する必要がある。

(農林水産部)

(工作物対策)

- ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。

(土木部)

項目	現状値
建物に付随した看板数	444 (H27. 4)
うち、対処が必要な看板数	12 (H27. 4)

(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】(土木部)

(県・市町村職員及び県民に対する防災教育)

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、県・市町村職員及び県民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。

【再掲】(防災部)

(県民に対する防災教育)

- ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから県民が家庭で予防・安全に努めたり、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。【再掲】(教育庁)

(学校教育における防災教育)

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。【再掲】(教育庁、総務部)

(防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められるところから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。【再掲】(防災部)

項目	現状値
地震・津波被害を想定した県防災訓練の実施回数	2回 (H26年度)

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)

(農林水産公共施設の老朽化対策)

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」に基づき「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。(農林水産部)

項目	現状値
農林水産公共施設毎の長寿命化計画策定率	0.3% (H27.3)

(公共土木施設の老朽化対策)

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。また、人員や技術力が不足する市町村の支援が必要である。(土木部)

項目	現状値
公共土木施設毎の長寿命化計画策定率	35.7% (H27.3)

1－6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(波浪、侵食、高潮災害の防止対策（海岸における危険箇所の把握）)

- ・沿岸部や島しょ地域があり、波浪、高潮や津波被害が生じやすいため、危険箇所を把握・周知する必要がある。(農林水産部、土木部)

項目	現状値
浸水想定区域面積（土木部所管区域）	14.7ha (H27.4)

(県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等をすることが必要である。(防災部)

(報道機関との連携体制の整備)

- ・県の広報手段では、災害に関する広報が県民に行き渡らない可能性があることから、多様な手段により広報することが必要である。(防災部)

(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)

(学校等の避難計画の策定)

- ・小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難が必要である。(健康福祉部)
- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。(教育庁、総務部)

(社会福祉施設等における対策)

- ・社会福祉施設の利用者の、避難後の二次的な健康被害を防止する必要がある。
(健康福祉部)

(情報収集管理体制の整備)

- ・多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達できるような仕組みの整備が必要である。(健康福祉部)

(医療救護体制に係る防災訓練)

- ・災害発生時における各機関の医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。(健康福祉部)

(県・市町村職員及び県民に対する防災教育)

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、県・市町村職員及び県民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。

【再掲】(防災部)

(県民に対する防災教育)

- ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから県民が家庭で予防・安全に努めたり、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。【再掲】(教育庁)

(学校教育における防災教育)

- 各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。【再掲】(教育庁、総務部)

(防災訓練)

- 大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。【再掲】(防災部)

項目	現状値
地震・津波被害を想定した県防災訓練の実施回数	2回(H26年度)

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- 災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)
- 市町村による避難行動要支援者に配慮した避難計画等の策定を支援する必要がある。
(健康福祉部)

(地域における要配慮者対策(外国人対策))

- 県内には多くの外国人住民が生活しているが、言語の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合があることから、外国人住民に対する災害意識の向上・多言語等(やさしい日本語)による情報発信が必要である。(環境生活部)

項目	現状値
外国人向け多言語携帯メールマガジン登録者数	242人(H27.3)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応、港湾啓開体制の整備）

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備が必要である。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、農道施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。【再掲】
- ・50年以上経過した漁港施設は18%であるが、今後20年で、60%に達し、生産・供給基盤となる漁港施設の老朽化が加速するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。
【再掲】
- ・水産業の早期再開を目指すため、流通拠点漁港の耐震改良が必要である。（農林水産部）

項目	現状値
農道の整備延長	1,236km (H27.3)
集落道の整備延長	67km (H27.3)
農道の橋梁耐震化の整備箇所数	1箇所 (H27.3)
林道開設延長	1,700.6km (H27.3)
漁港関連道の整備率	70% (H27.3)
防災拠点漁港の耐震強化岸壁整備率	25% (H27.3)

- ・災害時の輸送路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。【再掲】
また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- ・港湾施設について維持管理計画を策定し、防災点検、補強工事等を行うとともに、関係機関・団体と啓開体制強化の取組みを進める必要がある。（土木部）

項目	現状値
山陰道の県内供用率	56% (H27.11)
緊急輸送道路改良率	89% (H25.6)
港湾施設維持管理計画策定期率	56% (H27.3)

(水道施設の安全化)

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、各水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。(健康福祉部)

(農業基盤施設の安全化)

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】(農林水産部)

項目	現状値
農業用水の安定供給と湛水被害の解消が図られる受益面積 (累計)	4,550ha(H27.3)

(漁業施設災害の防止対策)

- ・荷捌き施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。(農林水産部)

(広域応援協力体制の整備)

- ・災害時の応急対策をより迅速・的確に行うために、各関係機関との協力体制が必要である。(農林水産部)

(災害救助法等の運用体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。(防災部)

(交通規制の実施体制の整備)

- ・災害対策基本法に基づく規制標識について、未配備の警察署に順次整備する必要がある。
- ・原子力災害に備えた避難ルート等主要交差点に交通流監視カメラを設置するなどの交通管制機能の強化を図る必要がある。
- ・新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等の主要交差点に、交通信号機滅灯対策として「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電接続設備」を充実させる必要がある。また、既に整備した自起動ディーゼル発電機のうち、老朽化したものから順次更新する必要がある。**(警察本部)**

(緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。
(防災部)

- ・指定行政機関等において事前届出がなされているが、届出をする機関に偏りがあり、緊急通行車両等事前届出に関する広報を充実する必要がある。**(警察本部)**

(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)

- ・災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。**(地域振興部)**

(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・漁船による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。**(農林水産部)**
- ・災害時の輸送手段を迅速かつ的確に確保する必要があることから拠物資備蓄・収集拠点の周知を図る必要がある。**(土木部)**

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。(防災部)
- ・災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。(地域振興部)
- ・流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。
- ・食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。(農林水産部)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備(民間業者との協定締結)は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。(商工労働部)

(食料生産基盤の整備)

- ・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に行う必要がある。

(農林水産部)

項目	現状値
ほ場整備面積(累計)	25,461ha(H27.3)

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。【再掲】(農林水産部)

(漁船保険、漁業共済の加入促進)

- ・被災した漁船等が速やかに復旧して業務を再開する必要がある。(農林水産部)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(波浪、侵食、高潮災害の防止対策（海岸における危険箇所の把握）)

- 沿岸部や島しょ地域があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備や適切な維持管理・老朽化対策とともに、危険箇所の周知を行う必要がある。【再掲】（土木部、農林水産部）

項目	現状値
浸水想定区域面積（土木部所管区域）	14.7ha (H27.4)
浸水想定区域面積（農林水産部所管区域）	3.6ha (H27.3)

(土砂災害の防止対策、公共土木施設の安全化)

- 地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。【再掲】
- 地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域や地すべり危険地区の周知が必要である。【再掲】
- 老朽化した治山施設（地すべり防止施設を含む）の機能確保・強化するため、老朽化施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。【再掲】（農林水産部）

項目	現状値
農林水産部所管の治山事業・地すべり防止事業により土砂災害から保全される人口（累計）	78,606人 (H28.3)
農林水産部所管の地すべり対策事業により土砂災害から保全される人口（累計）	11,577人 (H28.3)

- 多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域指定の取組や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。【再掲】
- 土砂災害特別警戒区域の指定が進まず効果的な警戒避難体制の整備ができないため、土砂災害特別警戒区域の周知、理解に向けての住民・市町村への働き掛けが必要である。
- 県内の急傾斜地崩壊危険箇所2,584箇所の整備率は23.8%、地すべり危険箇所264箇所の整備率は38.3%、土石流危険渓流3,041渓流の整備率は12.1%と低い水準にあり、多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることおよび既存施設の老朽化が進行していることから、整備率の向上および既存施設の改修が必要である。

（土木部）

項目	現状値
土木部所管の急傾斜地崩壊危険箇所に対し、がけ崩れ防止対策を講じた箇所の保全される人口（累計）	34,776人 (H28.3)
土木部所管の地すべり危険箇所に対し、地すべり防止対策を講じた箇所の保全される人口（累計）	15,816人 (H28.3)
土木部所管の土石流危険渓流に対し、土石流災害防止対策を講じた箇所の保全される人口（累計）	18,141人 (H28.3)

(防災空間の確保、交通施設の安全化、道路寸断への対応)

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備が必要である。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。【再掲】
- ・50年以上経過した漁港施設は18%であるが、今後20年で、60%に達し、生産・供給基盤となる漁港施設の老朽化が加速するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。

【再掲】(農林水産部)

項目	現状値
農道の整備延長	1,236km (H27.3)
集落道の整備延長	67km (H27.3)
農道の橋梁耐震化の整備箇所数	1箇所 (H27.3)
林道開設延長	1,700.6km (H27.3)
漁港関連道の整備率	70% (H27.3)
防災拠点漁港の耐震強化岸壁整備率	25% (H27.3)

- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。

また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】(土木部)

項目	現状値
山陰道の県内供用率	56% (H27.11)
緊急輸送道路改良率	89% (H25.6)

(災害救助法等の運用体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。【再掲】(防災部)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】(商工労働部)

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。【再掲】(防災部)

2－3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足

(広域応援協力体制の強化)

- ・県だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。
- ・大規模災害時における応急対策をより的確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。(防災部、他)

(救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると予想されるため、必要な体制や救急用装備・資機材等を充実させる必要がある。(防災部、健康福祉部)
- ・大規模災害が起きた場合、災害対策に必要な防災資機材が不足する可能性があることから、必要な物資の情報収集や提供を行うことが必要である。(防災部)
- ・大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施することが必要である。(警察本部)

(防災拠点の管理・運営)

- ・大規模災害時には、広域航空応援を受けることが想定されるほか、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、広域防災拠点を適正に管理・運営することが必要である。(防災部)

(災害用臨時ヘリポートの整備)

- ・災害時の救助・救護活動等を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定・整備に努める必要がある。(防災部)

(消防団等の育成強化)

(自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・消防団は地域防災力の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから、対策が必要である。
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。
- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。(防災部)

項目	現状値
消防団協力事業所数	216 (H27. 4)
自主防災組織の組織率	66. 7% (H27. 4)

(自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。(環境生活部)
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。(健康福祉部)

(防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。【再掲】(防災部、他)

項目	現状値
地震・津波被害を想定した県防災訓練の実施回数	2回 (H26年度)

(出火防止)

- ・火災予防のため、出火防止措置の徹底が必要である。
- ・消防機関による消防活動には限界があることから、地域住民等による自主防災体制の充実が必要である。
- ・災害時には同時多発火災が予想されることから、消防機関の装備・施設の計画的な整備等が必要である。(防災部)

2-4 想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 (水道施設の安全化)

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、各水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。【再掲】
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。【再掲】(健康福祉部)

(複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。
(防災部、他)

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。【再掲】(防災部)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】(商工労働部)

(道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。【再掲】(農林水産部)
- ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起った際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】(土木部)

項目	現状値
山陰道の県内供用率	56% (H27. 11)
県内道路改良率	67% (H26. 4)

(帰宅困難者への対応)

- ・交通インフラや交通機関の被災などにより、多くの帰宅困難者が発生することから、民間企業の協力を得て帰宅困難者の支援を行うことが必要である。(防災部)

2－5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療救護体制の強化)

- ・災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（D M A T）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、その体制の維持充実が必要である。（健康福祉部）

項目	現状値
災害派遣医療チーム（D M A T）の整備数	16 チーム（H27）

(医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

- ・災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。（健康福祉部）

(道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。【再掲】（農林水産部）
- ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起った際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】（土木部）

項目	現状値
山陰道の県内供用率	56%（H27. 11）
県内道路改良率	67%（H26. 4）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(下水道施設の安全化)

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、流域下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため流域下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。
- ・県内市町村のBCPの策定を促す必要がある。（土木部）

項目	現状値
下水道に関する市町村 BCP 策定率	6% (H27.8)

(農業集落排水の機能保全)

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。（農林水産部）

(防疫・保健衛生体制の強化)

- ・被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。（健康福祉部）

(食品衛生、監視体制の強化)

- ・災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合があることを想定し、体制整備や業者団体との連携強化に努める必要がある。（健康福祉部）

(防疫用薬剤及び器具等の備蓄)

- ・災害時の緊急の調達が困難となるおそれがあることから、平常時からその確保に努める必要がある。（健康福祉部）

(動物愛護管理体制の整備)

- ・災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る必要がある。（健康福祉部）

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通規制の実施体制の整備)

- ・原子力災害に備えた避難ルート等主要交差点に交通流監視カメラを設置するなどの交通管制機能の強化を図る必要がある。【再掲】
- ・新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等の主要交差点に、交通信号機滅灯対策として「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電接続設備」を充実させる必要がある。また、既に整備した自起動ディーゼル発電機のうち、老朽化したものから順次更新する必要がある。【再掲】(警察本部)

(緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。
【再掲】(防災部)

3-2 行政機能の機能不全

(災害本部体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、この様な状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。(防災部)

(広域応援協力体制の強化)

- ・県だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。【再掲】(防災部、他)
- ・大規模災害時における応急対策をより的確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。【再掲】(防災部)

(防災中枢機能等の確保・充実)

- ・地階の電気室は、河川の氾濫等により、電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策が必要である。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化が必要である（総務部、他）

(災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。【再掲】（環境生活部）

(県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・遠方からの通勤者が多く災害時の参集が困難な事態が想定されることから、より多くの職員が機器操作に習熟し、非常通信ができるようにしておく必要がある。（防災部）

(建築物の災害予防)

- ・災害対策の活動拠点施設について、その機能を確保するため、各施設管理者において、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等を整備する必要がある。
- ・多数の人を収容する施設の安全性を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。（総務部、他）

(建築物の老朽化対策)

- ・県有建築物の安全性を確保するため、「島根県県有財産利活用推進計画」及び「島根県県有施設長寿命化指針」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。【再掲】（総務部、他）

(公的機関等の業務継続性の確保)

- ・災害により行政機関が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画を作成することが必要である。（防災部）

項目	現状値
市町村業務継続計画策定率	0% (H27. 4)

(重要データの遠隔地バックアップ)

- ・建物の倒壊等により業務システムの重要データが消失すれば、行政機能が大幅に低下するため、重要データを速やかに復元することが必要である。**(地域振興部)**

(ＩＣＴ部門における業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の策定と運用）

- ・業務を実施・継続させるためには、それを支えるネットワーク等の稼動が必要不可欠である。**(地域振興部)**

(業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用)

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。**(地域振興部)**

(複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。

【再掲】(防災部、他)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災空間の確保)

- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(土木部)

項目	現状値
電線類地中化整備済延長	35.2km (H27.3)

(防災中枢機能等の確保・充実)

- ・地階の電気室は、河川の氾濫等により、電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策が必要である。【再掲】(総務部、他)

(情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保)

- ・非常用発電機燃料の貯蔵量は、4日以上の停電に対応できないため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。(防災部)

(県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害時の通信連絡や情報伝達の手段として、携帯電話が重要であるが、まだ携帯電話が全く使えない地域(不感地域)があるため、これを解消する必要がある。(地域振興部)

(災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到などにより通信が輻輳した場合、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスを活用することが必要である。(防災部)

(全県域WAN(行政ネットワーク等)の整備)

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。(地域振興部)

4－2 テレビ・ラジオ放送の中止や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等をすることが必要である。【再掲】(防災部)
- ・漁船等に対して、台風等の気象情報を漁業無線局から迅速に伝達する必要がある。
(農林水産部)

(報道機関との連携体制の整備)

- ・県の広報手段では、災害に関する広報が県民に行き渡らない可能性があることから、多様な手段により広報することが必要である。【再掲】(防災部)

5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（産業・エネルギーの持続）

- ・県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、高速道路（山陰道）が繋がっていないため、物流停止により、企業の生産力が著しく低下し、国際競争力の低下を招くことから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。
- ・県内の港湾が機能停止した場合、物流停止により企業活動等の低下を招くことから、大規模災害が発生しても港湾機能の低下を最小限に抑え早期の復旧を図る必要がある。

（土木部）

項目	現状値
山陰道の県内供用率	56% (H27. 11)
重要港湾の港湾BCP策定率	0% (H27. 3)

（事業所における防災の推進等）

- ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要。
- ・市町村等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。（商工労働部）

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（燃料等生活必需品の調達体制の整備）

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（商工労働部）

（企業（事業所）における防災体制の整備）

- ・企業（事業所）における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。（商工労働部）

（企業（事業所）における事業継続の取組の推進）

- ・企業（事業所）における事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。また、市町村等の関係機関と連携し、大規模集客施設等における帰宅困難者対策（観光客等）の推進を図ることが必要である。（商工労働部）

(事業所における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。
- ・市町村等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。【再掲】（商工労働部）

(観光客の安全確保)

- ・市町村等の関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。（商工労働部）

6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 (ガス施設の安全化)

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、ポリエチレン管やダクタイル鉄管等の耐震性があるものに順次更新していくよう指導する必要がある。(防災部)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】(商工労働部)

(再生可能エネルギー等の導入の推進)

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。(地域振興部)

項目	現状値
市町村の避難所等への再生可能エネルギーの導入	9市町 10箇所 (H27.3)

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギーの導入の可能性について検討を進める必要がある。(企業局)

(電気施設の安全化)

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。(企業局)

6－2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の安全化)

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、各水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。【再掲】
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。【再掲】
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。(健康福祉部)
- ・水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。
- ・洪水時には、原水の濁度が上昇するため、適切な前処理対応を行なう必要がある。
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。
- ・災害時の上工水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT回線の不通も想定し代替方法を検討する必要がある。(企業局)

項目	現状値
上水施設（管路）の耐震化率	77% (H23)
上水施設（水揚）の耐震化率	48% (H23)

6－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の安全化)

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、流域下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。【再掲】
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため流域下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。【再掲】
- ・県内市町村のBCPの策定を促す必要がある。【再掲】(土木部)

項目	現状値
下水道に関する市町村 BCP 策定率	6% (H27. 8)

(農業集落排水の機能保全)

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。【再掲】(農林水産部)

(し尿処理体制の整備)

- ・災害時に、便槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。

(環境生活部)

6－4 地域交通ネットワークが分断する事態

(防災空間の確保、交通施設の安全化、道路寸断への対応)

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備が必要である。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。【再掲】
- ・50年以上経過した漁港施設は18%であるが、今後20年で、60%に達し、生産・供給基盤となる漁港施設の老朽化が加速するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。

【再掲】(農林水産部)

項目	現状値
農道の整備延長	1,236km (H27.3)
集落道の整備延長	67km (H27.3)
農道の橋梁耐震化の整備箇所数	1箇所 (H27.3)
林道開設延長	1,700.6km (H27.3)
漁港関連道の整備率	70% (H27.3)
防災拠点漁港の耐震強化岸壁整備率	25% (H27.3)

- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。
また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による道路閉塞などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。【再掲】
- ・災害時の輸送の重要性に鑑み、空港施設の適切な維持管理と老朽化対策を行う必要がある。(土木部)

項目	現状値
山陰道の県内供用率	56% (H27.11)
緊急輸送道路改良率	89% (H25.6)
電線類地中化整備済延長	35.2km (H27.3)

(広域応援協力体制の整備)

- ・災害時の応急対策をより迅速・的確に行うために、各関係機関との協力体制が必要である。【再掲】(農林水産部)

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】(土木部)

(交通規制の実施体制の整備)

- ・災害対策基本法に基づく規制標識について、未配備の警察署に順次整備する必要がある。

【再掲】

- ・原子力災害に備えた避難ルート等主要交差点に交通流監視カメラを設置するなどの交通管制機能の強化を図る必要がある。【再掲】
- ・新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等の主要交差点に、交通信号機滅灯対策として「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電接続設備」を充実させる必要がある。また、既に整備した自起動ディーゼル発電機のうち、老朽化したものから順次更新する必要がある。【再掲】(警察本部)

(緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。

【再掲】(防災部)

- ・指定行政機関等において事前届出がなされているが、届出をする機関に偏りがあり、緊急通行車両等事前届出に関する広報を充実する必要がある。【再掲】(警察本部)

(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・緊急物資等の輸送に必要な輸送路を確保することが必要である。(農林水産部)

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備(民間業者との協定締結)は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】(商工労働部)

(液状化・崩壊危険地域の予防対策)

- ・大規模地震発生時には、県東部の沖積層堆積地域を中心に地盤の液状化が発生する可能性があるため、道路施設等においてもそれによる被害を防止する必要がある。
- ・地震時に法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止することが必要である。(土木部)

(公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。(地域振興部)

6－5 異常渇水等により用水の供給の途絶

(水道施設の安全化)

- ・洪水期、降雨が少ないとダムの利水容量が枯渇するので適切に水運用協議を行う必要がある。(企業局)

(農業基盤施設の安全化)

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】(農林水産部)

項目	現状値
農業用水の安定供給と湛水被害の解消が図られる受益面積 (累計)	4,550ha(H27.3)

6－6 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障 が出る事態

(防災空間の確保)

- ・都市公園は災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っていることから、都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る必要がある。(土木部)

(応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の迅速な確保が必要である。
(総務部、防災部、土木部)

(自主防災組織の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。【再掲】
(防災部)

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。【再掲】(環境生活部)

- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。【再掲】(健康福祉部)

(地域における要配慮者対策)

- ・災害時の災害弱者の生活への配慮が十分になされていないことから、避難所運営などに反映されるような仕組みづくりが必要である。
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。**(環境生活部)**

項目	現状値
ボランティア活動に参加している人の割合	26% (H26. 8)
国際交流ボランティア登録者数	600 人 (H27. 10)

(被災者の健康管理)

- ・災害が長期化した場合に公衆衛生活動の実施が困難となるおそれがあることから、計画的・継続的な支援体制を構築する必要がある。**(健康福祉部)**

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。**【再掲】(防災部)**

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(防災的な土地利用の推進)

- 都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった都市機能の低下がみられることから、安全な都市空間を創造する必要がある。【再掲】(土木部)

項目	現状値
住宅の耐震化率	64% (H18. 3)
街路整備率	67. 6% (H25. 3)

(建築物の災害予防)

- 新たな木質材料の耐震強度や難燃化等に関する知見・技術が不足していることから、研究・技術開発が必要である。【再掲】(農林水産部)

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

(工作物対策)

- 耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路沿いに点在していると考えられることから、倒壊した場合に人的被害の発生や避難・救助等の障害となる物件の耐震化を促す必要がある。(土木部)

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- 道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】(土木部)

(交通規制の実施体制の整備)

- 災害対策基本法に基づく規制標識について、未配備の警察署に順次整備する必要がある。

【再掲】

- 原子力災害に備えた避難ルート等主要交差点に交通流監視カメラを設置するなどの交通管制機能の強化を図る必要がある。【再掲】
- 新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等の主要交差点に、交通信号機滅灯対策として「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電接続設備」を充実させる必要がある。また、既に整備した自起動ディーゼル発電機のうち、老朽化したものから順次更新する必要がある。【再掲】(警察本部)

(緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。

【再掲】(防災部)

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

(消防法に定める危険物施設の予防対策)

- ・地震が発生した場合、軟弱な地盤地域ほど地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いため、危険物施設の実態把握、指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。(防災部)

(火薬類施設の予防対策)

- ・火薬類施設については、老朽化しているものがあり、地震などにより災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。(防災部)

(毒劇物取扱施設の予防対策)

- ・災害による毒劇物取扱施設等の災害を未然に防止するとともに、保健衛生上の危害を最小限に防止するため、各施設の責任者と連携した安全対策を推進する必要がある。

(健康福祉部)

7-4 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

(原子力安全・防災対策の推進)

- ・原子力発電所については、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全対策と防災対策が進んできているが、一層充実させる必要がある。(防災部)

項目	現状値
原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	97.3% (H26.10)

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。(環境生活部)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の発行体制の整備)

- ・多数の住家被害が生じた市町村では罹災証明書の交付が遅れる可能性があることから、市町村を支援することが必要である。(防災部、土木部)

(地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震により被災した建築物並びに宅地の危険性を判定し、余震による人的被害を防ぐ必要があることから、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成と体制を維持する必要がある。(土木部)

項目	現状値
被災建築物応急危険度判定士数	888人(H27.4)
被災宅地危険度判定士数	371人(H27.4)

(災害復旧の担い手の確保)

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。(土木部)

項目	現状値
建設業従事者数	33,711人(対H12比▲32%) (H22.10)
うち、29歳以下	3,656人(対H12比▲60%) (H22.10)

(支援協定締結団体との連携強化)

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。(土木部)

8－3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(農林水産部)

(地域コミュニティの維持)

- ・中山間地域等では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。

(地域振興部)

項目	現状値
「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数	52 エリア (H27. 3)

(事業所における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要。
- ・市町村等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要。【再掲】(商工労働部)

8－4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(水道施設の安全化)

- ・水道施設に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。【再掲】(健康福祉部)
- ・災害時の上工水受需要家ほか関係機関との連絡体制についてNTT回線の不通も想定し代替方法も検討する必要がある。【再掲】(企業局)

(地籍調査の推進)

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を図るために地籍調査事業を促進する必要がある。

(土木部)

項目	現状値
地籍調査進捗率	49% (H27. 3)

